

幼児教育・保育の無償化

保育所・認定こども園（保育部分）等（2・3号認定）の無償化

◆ 3歳児から5歳児までの全ての子供の保育料が無料になっています。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月から小学校入学前までの3年間です。
- 0歳から2歳までの子供については、保護者と生計を一にする全ての子をきょうだいとしてカウントし、第2子以降の保育料を無料とします。*1（令和6年4月より実施）
- ※1 世帯の収入を確認できない場合、取り扱いが異なる場合があります。
- 延長保育料、実費徴収の費用（教材費等）や特定負担額（上乘せ徴収）などは、無償化の対象外であり、保護者の方のご負担になります。
- 3歳から5歳までの給食費（主食費・副食費）も無償化の対象外です。吹田市又は各施設に直接お支払いください。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供や第3子以降の子供は、副食費を免除します。
- 0歳から2歳までの子供については、保育料に主食費・副食費を含みます。

幼稚園・認定こども園（教育部分）（1号認定）の無償化

◆ 満3歳児から5歳児までの全ての子供の保育料が無料になっています。

- 無償化の期間は、満3歳になった時から小学校入学前までです。
- 実費徴収の費用（教材費等）や特定負担額（上乘せ徴収）などは、無償化の対象外であり、保護者の方のご負担になります。
- 給食費（主食費・副食費）も無償化の対象外です。吹田市又は各施設に直接お支払いください。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供や第3子以降の子供は、副食費を免除します。

◆ 預かり保育利用料*2の無償化については、裏面をご確認ください。

- ※2 預かり保育とは、幼稚園・認定こども園が教育時間（4時間程度）の前後や長期休業期間中に教育・保育活動を行う事業を指し、その事業の利用料を預かり保育利用料と言います。

副食費の免除

◆ 1号認定・2号認定ともに副食費が免除となる場合があります。

【免除対象者】

- 父母の市民税所得割額の合計額*3が基準額未満である世帯の子供
1号認定…77,101円未満 ・ 2号認定…57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）
- ※3 祖父母等と同居している場合で、父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母等の市民税額により判断します。
- 所得階層に関わらず多子軽減カウントを適用して第3子以降となる子供
- 生活保護受給世帯の子供
- 【対象期間（判定対象課税年度が年度の途中で切り替わります）】
- 令和8年4月～令和8年8月分の副食費…令和7年度の市民税額で判定
- 令和8年9月～令和9年3月分の副食費…令和8年度の市民税額で判定

【手続き】

- 原則不要。ただし、課税状況が分からない場合は免除対象外となりますので、税申告等の手続きが必要な場合があります。

【お知らせ】

- 免除の対象になる方には、後日吹田市からお知らせします。（同時期に各施設にも通知）

【留意事項】

- 市民税額の変更や世帯の変更等により、年度途中で免除対象外になる場合があります。

幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育の無償化

◆ 保育の必要性があると事前に吹田市から認定された場合に限り、預かり保育利用料の一部が実質的に無償になります。

- 保育の必要性があると認定された3歳※4から5歳までの子供と保育の必要性があると認定された市民税非課税世帯の満3歳の子供が対象です。※4 満3歳になった後の4月から
- 無償となる額に上限があります。上限額は、月額11,300円（市民税非課税世帯の満3歳児は16,300円）と日額450円×その月の利用日数のうち、少ない方の額になります。
- 吹田市から確認を受けた「預かり保育事業」を利用した場合の利用料が無償化の対象です。

◆ 認定を受けた子供の預かり保育利用料をお支払いください。後日、納めた利用料に相当する給付金を吹田市から支給します（償還払い方式）

- 令和8年度の給付金（施設等利用費）の請求方法につきましては、施設等利用給付認定通知書等に同封してお知らせします。
- 給付金の支給は、年4回です。
- 時効（利用月の翌月1日から2年間）を過ぎたものは申請できなくなりますのでご注意ください。

幼稚園・認定こども園（教育部分）利用時の認定と無償化内容

◆ 預かり保育利用料に対する給付金を受けるには、教育・保育給付認定（1号）とは別に施設等利用給付認定（新2号・新3号）の手続きが**事前に必要です。**

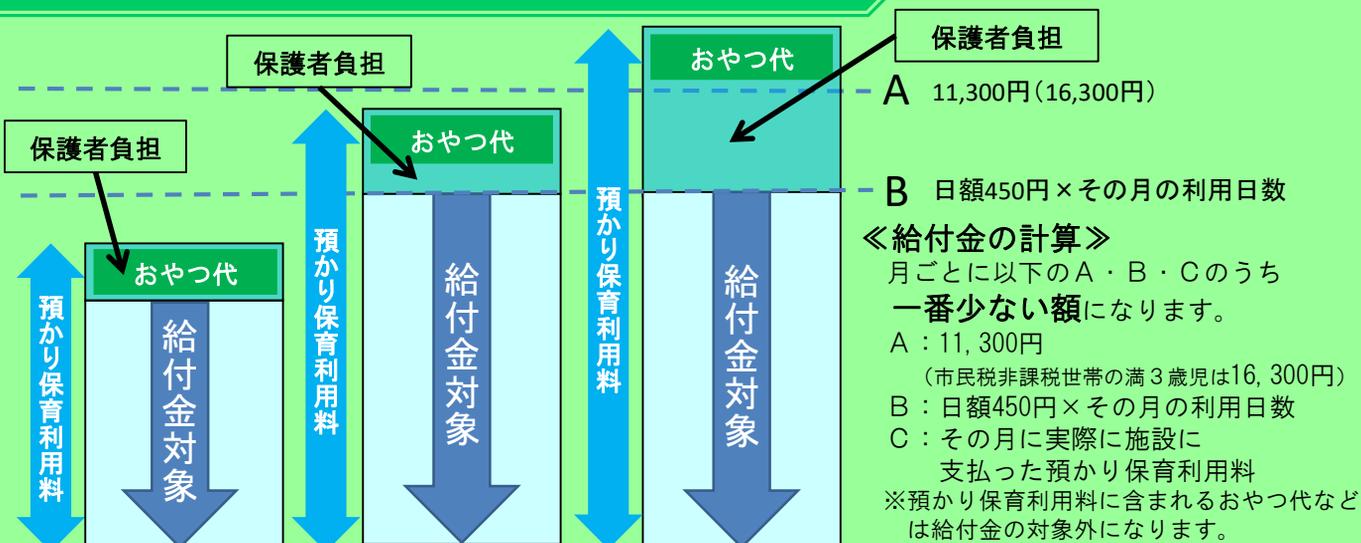
◆ 新2号・新3号認定では、保護者の方全員が「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。

◆ 新2号・新3号認定は、**預かり保育の利用を保証する認定制度ではありません。**

年齢	要件	認定	無償化の内容
3歳～5歳	保育の必要性がある	1号認定＋新2号認定	保育料0円＋預かり保育利用料一部無償（月額最大11,300円）
満3歳	保育の必要性がある＋非課税世帯	1号認定＋新3号認定	保育料0円＋預かり保育利用料一部無償（月額最大16,300円）
満3歳～5歳	上記以外	1号認定	保育料0円

※保育の必要性があり、認定こども園（保育利用）の利用を希望される場合には、保育所等の利用申込が必要です。認定こども園（保育利用）の利用が決定した場合には、1号認定から2号認定へ切替えます。

預かり保育利用料に対する給付金の計算



《お問い合わせ先》 平日9:00～17:30（土・日・祝日は休み）

吹田市 児童部 保育幼稚園室（吹田市役所 低層棟2階 217番窓口）

【認定に関すること】入園グループ TEL:06-6384-1592

【保育料・預かり保育の無償化に関すること】経理グループ TEL:06-6155-5486